

男女共同参画講座

10月23日(木)に男女共同参画講座が開催されました。この講座は、県の平成26年度男女共同参画講座(一般公開講座)の一環として、市で開催したものです。

今回の講座では、「地域活動への女性参画のメリット」と題して、岐阜市本荘自治会連合会・本荘まちづくり協議会会長の井上いほりさんを講師にお招きし、講演を行いました。

井上さんは、女性として岐阜市50地域の自治会連合会の初めての会長となり、女性ならではの視点を生かした自治会活動やまちづくり活動などを展開してきました。平成24年度には内閣府女性のチャレンジ賞特別部門賞(防災・復興)を受賞されています。

講演では、井上さんが特に力を入れている、地域を挙げての防災活動について、高齢者を孤立させないことや人権を守ることなど多方面に渡る取り組みを、時にユーモアを交えながらお話

いただきました。「地域活動においては、女性だからといって甘く見てもらえるわけではありません。大変な面もあるかもしれませんが、女性には女性ならではの情報網があり、それらではの情報網があり、それを生かしながら人とのつながりを大切に活動していきたい」との井上さんの言葉に、参加者一同納得し、講座は終了しました。

参加者のご意見(一部抜粋)

- ▽人と人のつながりの取り方に感動した。
- ▽人柄・行動力が素晴らしい。
- ▽自身の地域活動の参考にした。



講演会の様子

消費生活のお話 (他人事じゃない!? 怖~いトラブル)

秘書広報課広報広聴係 (内線186)

通信販売…いつの間にか定期購入になっていた

(事例)

通信販売で、健康食品のサンプルがお値打ち価格になっていたので申し込みをしました。しかし、サンプルが届いた翌月に再び健康食品が届き、請求書も同封されていた。サンプルだけを申し込みつもりが、どうやら定期購入の申し込みも同時にしてしまっていたようだ。

「一回限りの購入」だと思って申し込んでも、定期的に購入する契約になっていることがあります。

通常、広告表示の目立つ場所には、消費者の購買意欲をそそるような内容が記載されます。しかし、目立ちにくい箇所にある小さい文字ほど、大事なことが書かれている場合がほとんどです。

通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、契約の内容、返品の条件など、記載されている事項をよく確認することが大切です。

少しでも不安に思ったら、消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活相談窓口

場所 市役所1階 広報広聴係  
 常設 月~金曜日・午前9時~午後4時  
 巡回相談 毎週木曜日・午前10時~午後4時(予約優先)  
 ※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

